

2026年1月1日

当社株主の皆様

株式併合に伴う端数株式相当分の売却代金の交付について

株式会社プロトコーコーポレーション

2025年4月4日、株式会社フォーサイトによる当社株式の公開買付けが成立し、2025年5月29日開催の臨時株主総会にて株式併合及び定款の一部変更が決議されましたため、当社は2025年6月16日をもって上場廃止となりました。

本件に関する今後の予定、よくあるお問い合わせとその回答を掲載いたします。

公開買付けに応募されなかった株主様には、公開買付価格と同額の1株あたり2,100円の金銭を交付します。(金銭交付の対象となるのは、株式併合の効力発生日の前日である2025年6月17日の最終の当社株主名簿に記載または記録された株主様です。)

対象となる株主様には、2025年9月1日に「交付金銭領収証」等の書類を発送し、端数株式相当分の売却代金の交付は2025年9月2日に開始しております。

代金の受け取り方法は、金融機関への振込、または「交付金銭領収証」によるゆうちょ銀行等での受け取りとなります。詳細は下記をご参照ください。

端数株式相当分の売却代金の交付について

1. 株主に交付される金銭はいつ頃受け取れますか？

端数株式相当分の売却代金の交付は2025年9月2日に開始しております。

2. 交付される金銭の受け取り方法は？

配当金の受け取り方法によって異なります。

・金融機関口座への振込をご指定いただいている場合

配当金と同様に、指定の金融機関への振り込みにて交付しております。

・それ以外の場合(配当金領収証での受け取り)

2025年9月1日に発送いたしました「交付金銭領収証」をお持ちの場合は、裏面の記載に従って

お手続きください。お持ちでない場合は、当社へお問い合わせください。

なお、銀行払渡しの期間経過後のお支払いにつきましても当社までお問い合わせください。

【株式会社プロトコーコーポレーション 管理部 交付金窓口】

電話:052-934-2000

受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)

3. 交付される金銭に受け取り期限はありますか？

※「交付金銭領収証」等にて、ゆうちょ銀行等の窓口で金銭を受け取る株主様(配当金を銀行振込以外の方法でお受け取りの株主様)のみ該当
ゆうちょ銀行窓口等での払渡期間は、2025年9月2日から2025年10月2日です。

払渡期間を過ぎた場合は、当社へお申し出いただくことで金銭をお受け取りいただけます。

詳細は、「交付金銭領収証」裏面をご確認ください。※お手続きに関するお問い合わせ先の追記検討

【株式会社プロトコーポレーション】

電話:052-934-2000

受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)

なお、金銭交付の日から満10年を経過してもお受け取りがない場合、時効により権利消滅しますので、
お早めにお受け取りください。

4. 金銭交付を受けるには、手数料やその他の費用が必要ですか？

手数料等、株主様のご負担はありませんが、払出証書の場合には印紙税がかかるなどの費用が発生する
場合もございますので、予めご了承ください。なお、払出証書は2030年9月1日までゆうちょ銀行にて受
取が可能です。期間経過後については当社までお問い合わせください。

5. 「端数株式」とはどういう意味でしょうか？

臨時株主総会での決議を受け、2025年6月18日に当社株式13,614,480株を1株に併合する
株式併合の効力が発生しました。これにより株主様の持分は1株未満の端数となりますので、「端数株式」
と呼びます。

なお、交付される金額は、株式併合の効力発生日直前の株数に対して1株あたり2,100円です。

端数株式相当分の売却代金の交付に伴う手続き(納税等)

6. 端数株式相当分の売却代金に関する税金はどうなりますか？確定申告が必要でしょうか？

端数株式相当分の売却代金の額と、取得価額との差額が譲渡益となる場合には、原則として確定申告が必要になります。

恐れ入りますが、税務上の具体的な内容に関するご質問等や確定申告の手続きに関しましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に直接ご相談くださいますようお願いします。

<ご参考>

端数株式相当分の売却代金の交付は、「非上場株式の譲渡」の取扱いとなります。

個人株主の場合、譲渡益は税率 20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)の申告分離課税の対象となります。また、非上場株式の譲渡であるため、上場株式等・公社債等の譲渡損益や利子・配当等との損益通算を行うことはできず、翌年以降 3 年間の譲渡損失の繰越控除も認められていません。

また、特定口座や NISA 口座で株式を保有している場合でも上場廃止に伴って当該口座から払い出されるため、特定口座や NISA 口座内での譲渡とはなりません。

譲渡益について確定申告を行った場合、国民健康保険料や、後期高齢者の医療費の窓口負担割合などに影響が生じる可能性があります。また、所得税の扶養控除の対象から外れる可能性もありますのでご留意ください。

7. 過去の株価を知りたい場合どうしたらよいでしょうか？

Yahoo!ファイナンスにて株価を検索することができます。

<https://finance.yahoo.co.jp/quote/4298.T>

また、東京証券取引所では、1949 年 5 月 16 日以降の株価が公表されています。下記の URL より、「よくあるご質問(株式・上場会社)」のページの「上場会社 Q5」「1.」をご覧ください。

※上記の情報は 2025 年 5 月末時点のものです。いずれも、更新等によりデータが見られなくなる可能性がありますことをご了承ください。

上記方法にてご自身で確認ができない場合は、同様に、「よくあるご質問(株式・上場会社)」のページの「上場会社 Q5」「2.」をご覧ください。郵便または E-mail にて問い合わせができます。

【日本取引所グループ ウェブサイト】

「よくあるご質問(株式・上場会社)」のページ。

<https://www.jpx.co.jp/faq/stock listed company.html#listed company qa-50>

8. 確定申告を行うにあたり、取得価額を算出したい。どのように調べればよいですか？

株式の取得時期や取得価額は、証券会社などから送られてくる取引報告書でご確認いただけます。取引報告書で取得時期や取得価格が確認できない場合は、お取引の証券会社へお問い合わせください。過去10年以内の照会が可能です。

・取得時期がわかる場合は、上記「7」をご確認ください。

・取得時期が不明の場合

当社が発行する「株式異動証明書」にて名義書換日を調べて取得時期を把握し、その時期の相場を基に株主様ご自身で取得価額を計算することが出来ます。

「株式異動証明書」の発行手続きに関しては、当社へお問い合わせください。

【株式会社プロトコーポレーション】

電話:052-934-2000

受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)

なお、税務上の取得費は、株式等の取得に要した1株当たりの価額(一般的には株価)に株数等を乗じて計算しますが、株式の分割または併合が行われた場合など、その1株当たりの価額が調整される場合がございますので、ご留意ください。

9. 調べた結果、どうしても取得価額がわからなかった場合はどうすればいいですか？

上場株式等の取得価額を把握することができない場合には、譲渡金額の5%相当額を取得費とすることが可能です。

具体的な税務上の取扱いにつきましては、税務署または税理士などにご確認ください。また、法令・税制は今後変更になることがありますので、ご注意ください。

配当について

10. 過去に受け取っていない配当金があります。上場廃止になつたらどうなるのでしょうか？

配当金は、支払開始日から満3年を経過するまでお受け取りいただけます。

お手続きにつきましては、当社へお問い合わせください。

【株式会社プロトコーポレーション】

電話:052-934-2000

受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)

以上